

## 香川県条例第29号

香川県サンポート高松交流拠点施設条例の一部を改正する条例

香川県サンポート高松交流拠点施設条例（平成15年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p>          <p>(利用料金の収受)</p> <p>第5条 知事は、<u>第1条第2項第1号から第3号まで若しくは第6号又は同条第3項各号に掲げる施設</u>について、当該施設に係る指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p>  <p>(利用料金の承認)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 サンポート高松において、人、物、情報等の総合的な交流拠点を創造することにより、本県における国際交流及び情報化の推進、産業の振興並びに都市機能の再生を図り、にぎわいを創出するため、香川県サンポート高松交流拠点施設（以下「交流拠点施設」という。）を高松市に設置する。</p> <p>2 交流拠点施設は、次に掲げる施設で構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 国際会議場</li><li>(2) 展示場</li><li>(3) 情報通信交流館</li><li>(4) 産業振興センター</li><li>(5) 観光情報センター</li><li>(6) 多目的広場</li><li>(7) 駐車場</li></ol> <p>3 前項に定めるもののほか、当分の間、次に掲げる施設を交流拠点施設を構成する施設とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 大型テント広場</li><li>(2) アート広場</li></ol>  <p>(利用料金の収受)</p> <p>第5条 知事は、<u>第1条第2項第3号若しくは第6号又は同条第3項各号に掲げる施設</u>について、当該施設に係る指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p>  <p>(利用料金の承認)</p>

第6条 略

別表（第5条、第6条関係）

施設等	単位	金額
国際会議場		
会議室	1時間当たり	12,960円
応接室	1時間当たり	1,120円
第1控室	1時間当たり	520円
第2控室	1時間当たり	520円
ビジネスルーム	1時間当たり	800円
附属設備及び器具	別に規則で定める額	
展示場		
展示場	1時間当たり	11,520円
附属設備及び器具	別に規則で定める額	
情報通信交流館	略	
略		
電気特別使用料、ガス特別使用料及び水道特別使用料の額は、別に規則で定める。		

第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

別表（第5条、第6条関係）

施設等	単位	金額
情報通信交流館	略	
略		
電気特別使用料及び水道特別使用料の額は、別に規則で定める。		

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。